

「建築士定期講習」時間割

(一社) 山梨県建築士事務所協会

TEL 055 (225) 1251

FAX 055 (232) 5959

標準時間	項目	項目【内容】	時間						
8:30~9:00	受付開始		30分						
9:00~9:10	受講説明 (注意事項説明)		10分						
9:10~11:10	講義	建築物の建築に関する法令に関する科目①	120分						
11:10~11:20		休憩	10分						
11:20~12:20	講義	建築物の建築に関する法令に関する科目②	60分						
12:20~13:20		休憩 (昼食)	60分						
13:20~15:20	講義	設計及び工事監理に関する科目①・②	120分						
15:20~15:30		休憩	10分						
15:30~15:45	修了考査説明 (注意事項説明)		15分						
15:45~16:45	修了考査 (テキスト参照可) 正誤方式	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">一級建築士 (40問)</td> <td>・建築物の建築に関する法令に関する科目 ・設計及び工事監理に関する科目</td> </tr> <tr> <td>二級建築士 (35問)</td> <td>・建築物の建築に関する法令に関する科目 ・建築物 (法 3 条に規定する建物を除く) の設計及び工事監理に関する科目</td> </tr> <tr> <td>木造建築士 (30問)</td> <td>・建築物の建築に関する法令に関する科目 ・建築物 (法 3 条及び 3 条の 2 に規定する 建物を除く) の設計及び工事監理に関する 科目</td> </tr> </table>	一級建築士 (40問)	・建築物の建築に関する法令に関する科目 ・設計及び工事監理に関する科目	二級建築士 (35問)	・建築物の建築に関する法令に関する科目 ・建築物 (法 3 条に規定する建物を除く) の設計及び工事監理に関する科目	木造建築士 (30問)	・建築物の建築に関する法令に関する科目 ・建築物 (法 3 条及び 3 条の 2 に規定する 建物を除く) の設計及び工事監理に関する 科目	60分
一級建築士 (40問)	・建築物の建築に関する法令に関する科目 ・設計及び工事監理に関する科目								
二級建築士 (35問)	・建築物の建築に関する法令に関する科目 ・建築物 (法 3 条に規定する建物を除く) の設計及び工事監理に関する科目								
木造建築士 (30問)	・建築物の建築に関する法令に関する科目 ・建築物 (法 3 条及び 3 条の 2 に規定する 建物を除く) の設計及び工事監理に関する 科目								

講習日：令和 5 年 12 月 4 日 (月)

講習会場：山梨県自治会館 講堂 TEL 055 (237) 5711